

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 6 議案第 2 号 多度津町新型インフルエンザ等対策本部条例（案）
の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第 2 号 多度津町新型インフルエンザ等対策本部条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

この条例の制定は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）」が交付され、新型インフルエンザ等対策のための国、都道府県、市町村の責務が定められ、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた時は、町においても直ちに対策本部を設置しなければならないため、今回、多度津町対策本部に関し必要な事項を条例で定めようとするものです。

それでは、内容を簡単にご説明いたしますので、1 ページをご覧ください。

第 1 条では、条例の趣旨について定めようとするものです。

第 2 条では、対策本部の組織について定めようとするものですが、法律第 35 条の規定で、本部長は町長、本部員には副町長、教育長、消防長等を充てると定められております。

第 3 条では、対策本部の会議について定めようとするものです。

第 4 条では、必要に応じて設置できる部について定めようとするものです。

2 ページをご覧ください。

第 5 条では、この条例で定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定めようとするものです。

なお、附則として、この条例は法律の施行の日より、施行しようとするものです。

以上で、簡単な説明ですが提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。